



税金の役割は、第一に公共サービスのための資金を調達することである。富の再分配という目的も持つ。また、景気の調整に果たす役割も期待されている。

税金の種類分けとしては、いくつかのパターンがある(国税と地方税など)。なかでも重要なのが、担税力というものを基準に区分する方法である。稼得された所得に担税力を見出して課税するもの、財産の所有に着目して課税するもの、消費をベースに課税するもの

基幹税としての「所得税」

きわめて重要である。サラリーマン(給与所得者)は、源泉徴収と年末調整によって課税関係が完結してしまつたため、所得税(制度の建て方)への関心はさほど高くないようである。しかし、所得税は多くの国において基幹税として中心的な位置を占めてきたし、これからも重要な役割を果たしていくことはまちがいない。

なぜなら、資金調達、富の分配、景気調整という点から所得税をみた場合、いずれも他の税目よりはすぐれているからである。特に所得は、課税ベースとして各人の担税力をはかる標識として最も適切である。そして、所得控除(扶

養控除や医療費控除など)と累進税率とが結びつくことによつて公平な税負担を実現できる。消費税の仕組みをいかに工夫しようとも、支出をする人の経済的事情への考慮にはおのずから限界があることと対照的である。

しかし、所得税は、立法政策上、検討すべき論点が多い。収入金額からどのようにして課税対象となる所得を導きだすのか、所得控除としてはいかなるタイプのものが必要なのか、最低税率と最高税率の水準はどうあるべきか、各累進税率

が適用される所得段階をどのように区切っていくのがよいのか、いずれも容易にコンセンサスが得られそうにない。

戦後日本の税率構造をみると、昭和25(1950)年から最高税率55%で所得段階数が8段階でスタートしたものが、高度成長期に入つてからは最高税率もアップし段階のきざみも細くなり、最高税率75%で19段階というときもあった。現在は45%で7段階である。

累進税率の下では、租税回避と脱税に向かわせる誘因が常に存在するし、課税ベースが国際的に移動してしまうことも考えておかなければならない。また、所得控除に関しては、高い税率を受ける人ほど税負担の軽減が大きくなるので、税額控除方式の方が公平ではないかという提案もある。

加えて、解釈論的にも多くの議論がなされてきた。たとえば、事業所得者は実際にかかった必要経費を差し引くことができるのに、給与所得者は法定の給与所得控除しか認められず実費控除が許されないのは、憲法14条の平等原則に反するのではないか、ということなどが最高裁まで争われ、この昭和60年判決の社会的なインパクトも大きかった(大嶋訴訟・サラリーマン税金訴訟)。

いずれにせよ、望ましい所得税制度の設計(デザイン)について考えることは、もっとも身近で切実な問題である。

望ましい制度設計の検討を

のとういう三つの区分が、それにあたる。

単純化すると所得税、相続税、消費税ということになるが、これら三者のバランスのとれた組み合わせ(タックス・ミックス)が



名古屋経済大学大学院教授 関岡 誠一

せきおか せいいち 租税法。京都大学経済学部卒。国税庁を経て2010年から現職。1955年生まれ。

